

いちご一会とちぎ国体  
矢板市実行委員会  
第 1 回 総 会



いちご<sup>いちえ</sup>一会とちぎ国体

The 77th National Sports Festival 夢を感動へ。感動を未来へ。2022



日 時 令和元年8月22日(木) 14時30分

場 所 矢板イースタンホテル

C

C

# いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会

## 第1回総会次第

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 議 事

#### (1) 議案第1号

いちご一会とちぎ国体矢板市基本方針（案） （P5）

#### (2) 議案第2号

令和元年度事業計画（案） （P6）

#### (3) 議案第3号

令和元年度収支予算（案） （P7）

#### (4) 議案第4号

総会から常任委員会への委任事項（案） （P8）

### 4 その他

(1) 会長の職務を代理する副会長の順序 （P11）

(2) 常任委員会の副委員長 （P12）

(3) いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会事務局規程 （P13～）

### 5 閉 会

#### <参考資料> （P21～）

- ① いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会会則
- ② いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会委員名簿
- ③ いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会組織体制図

C

C

# 議 事

C

C

## いちご一会とちぎ国体矢板市基本方針（案）

### 1 基本方針

矢板市は、第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」を開催するに当たり、市民の総力を結集し、全国から参加する選手に国内最大のスポーツの祭典にふさわしい最高の舞台を提供するとともに、市民に感動をもたらす大会運営を目指します。

また、国体の開催を契機として、市民のスポーツに対する興味、関心を高め、生涯スポーツの普及、振興を推進するとともに、矢板市の自然、文化等の恵まれた地域資源を市内外に発信し、人と人、地域と地域との交流を促進することにより、新たな活力と賑わいの創出を図ります。

### 2 基本目標

#### (1) 選手が最高のパフォーマンスを発揮できる大会

既存の施設を有効に活用し競技会場の整備を図るとともに、市民が一丸となって創意工夫を凝らし円滑な大会運営に努め、選手が競技に集中し、日頃の成果を最大限に発揮できる大会を目指します。

#### (2) 生涯スポーツの推進を図る大会

トップアスリートの競技を観戦した市民が、スポーツ全般に対する興味、関心を高め、国体後においても幅広く生涯にわたってスポーツに関わるきっかけとなるような大会を目指します。

#### (3) 矢板市の魅力を発信する大会

心のこもったおもてなしで来訪者を迎え入れ、スポーツに限らず、観光、文化、芸術等多種多様な記念事業を実施することにより、全国に向けて矢板市の自然、文化等の恵まれた地域資源の魅力を発信する大会を目指します。

議案第2号

いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会

令和元年度事業計画（案）

- 1 総会、常任委員会等の会議の開催
- 2 競技会の開催に向けた計画等の作成
- 3 国体開催に係る広報、啓発活動
- 4 先催地の準備状況等の調査及び研究
- 5 関係団体及び競技団体との連絡調整
- 6 その他競技会の開催準備に係る事業の実施



いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会

令和元年度収支予算（案）

1 収入 (単位：千円)

科目	予算額	説明
1 交付金	1,500	矢板市からの交付金
2 諸収入	1	預金利息等
合計	1,501	

2 支出 (単位：千円)

科目	予算額	説明
1 総務費	461	
(1) 会議費	160	総会、常任委員会等開催費
(2) 事務局費	301	事務用備消耗品費
2 開催推進費	1,040	
(1) 調査研究費	250	先催地視察費
(2) 広報啓発費	790	開催イベント開催費、広報グッズ等
合計	1,501	

議案第4号

いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会

総会から常任委員会への委任事項（案）

いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会会則第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 競技会の開催に係る計画に関すること。
- 2 競技会場及び競技運営に関すること。
- 3 広報及び市民運動に関すること。
- 4 宿泊及び衛生に関すること。
- 5 輸送、交通、警備、消防防災及び安全に関すること。
- 6 その他競技会の開催に必要な事項に関すること。

そ の 他

C

C

## いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会

### 会長の職務を代理する副会長の順序

いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会会則第7条第2項の規定に基づき指定する一会とちぎ国体矢板市実行委員会の副会長の順序は、次のとおりとする。

順位	所属機関／役職	氏名（敬称略）
第1順位	矢板市 副市長	横塚 順一
第2順位	矢板市教育委員会 教育長	村上 雅之
第3順位	矢板市議会 議長	石井 侑男
第4順位	矢板市体育協会 会長	山口 忠男
第5順位	矢板市商工会 会長	東泉 清寿

（令和元年8月22日会長決定）

## いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会

### 常任委員会の副委員長

いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会会則第12条第3項の規定に基づき  
指名する常任委員会の副委員長は、次のとおりとする。

副委員長 矢板市副市長 横塚 順一

(令和元年8月22日会長決定)

# いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会 事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会会則（令和元年8月22日制定。以下「会則」という。）第15条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会（以下「実行委員会」という。）に設置する事務局の組織及び運営並びに実行委員会の会計に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会事務局（以下「事務局」という。）は、矢板市教育委員会事務局教育部生涯学習課内に置く。

(業務)

第3条 事務局は、会則第3条に規定する事項に関する事務を処理する。

(職員)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員（以下「局員等」という。）を置き、局員等は別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 事務局に、グループリーダーを置くことができる。

3 グループリーダーは、事務局長が事務局員の中から指名する。

4 局員等のほか、必要に応じ、事務局に非常勤職員又は臨時職員を置くことができる。

5 局員等並びに非常勤職員及び臨時職員は、いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会会長（以下「会長」という。）が任免する。

(職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理し、及び所属職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、上司の命を受け担当の事務を掌理し、及び所属職員を指揮監督し、並びに事務局長に事故あるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 グループリーダーは、上司の命を受け、担当の事務を処理し、及び他の事務局員を監督する。

4 事務局員は、上司の命を受け、担当の事務を処理する。

(服務)

第6条 局員等の服務については、矢板市職員服務規程（昭和51年矢板市訓令第2号）の例による。

(会長の決裁事項)

第7条 会長の決裁を要する事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会及び常任委員会の招集に関する事。
- (2) 総会及び常任委員会に付すべき事項に関する事。
- (3) 実行委員会の委員等の委嘱に関する事。
- (4) 実行委員会の規程等の制定改廃に関する事。
- (5) その他特に重要と認められる事項に関する事。

(専決)

第8条 事務局長及び事務局次長において専決することができる事項は、別表第2のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、重要若しくは異例又は特に必要があると認められる事項については、上司の決裁を受けなければならない。
- 3 この規程に専決事項として定められていない事項であってもその性質が軽易に属し、専決事項に準じて専決することが適当であると類推できるものは、専決することができる。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名した副会長が代決することができる。

- 2 専決権者が不在のときは、別表第3に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者が代決することができる。

(文書の取扱い)

第10条 実行委員会の文書に関する事務は、事務局次長が統括する。

- 2 文書には、記号及び番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、この限りでない。
- 3 文書の記号は、「矢国体実」とする。
- 4 文書の番号は、会計年度ごとの一連番号とする。
- 5 完結した文書は、事務局において編纂し、事務局次長が別に定める期間保存しなければならない。
- 6 会則第19条第1項の規定により実行委員会が解散したときは、保存する文書を矢板市へ引き継ぐものとする。
- 7 この条に定めるもののほか、文書の取扱いについては、矢板市文書取扱規程



(平成16年矢板市訓令第1号)の例による。

(公印)

第11条 実行委員会の公印は、別表第4のとおりとする。

2 公印は、事務局次長が管理する。

3 前2項に定めるもののほか、公印の取扱いについては、矢板市公印規則(平成31年矢板市規則第1号)の例による。

(旅費)

第12条 局員等がその職務のために出張したときの旅費については、矢板市職員の旅費に関する条例(昭和38年矢板市条例第9号)及び矢板市職員の旅費支給規則(昭和38年矢板市規則第4号)の例による。

(費用弁償)

第13条 委員等(会則第8条第1項に規定する委員等をいう。)並びに顧問及び参与(会則第9条第1項の規定により設置する顧問及び参与をいう。)が会務(総会、常任委員会及び専門委員会への出席を除く。)のために旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定による旅費の額については、矢板市職員の給与に関する条例(昭和30年矢板市条例第50号)に規定する行政職給料表による7級の職にある者の旅費相当額とする。

(予算)

第14条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算を変更するときは、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第15条 事務局長は、毎会計年度終了後、速やかに決算を調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第17条第2項の規定により監査を受けるときは、収支決算書及び証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納長等)

第16条 実行委員会の出納その他の会計処理をさせるため、事務局に出納長を置く。

2 出納長は、事務局次長をもって充てる。

3 出納長の事務を補助するため、事務局に出納員を置く。

4 出納員は、事務局次長が指名する局員をもって充てる。

(金融機関の指定)

第17条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(財務に関する事務処理の原則)

第18条 実行委員会の予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事務は、矢板市財務規則（昭和51年矢板市規則第41号）その他の矢板市の財務に関する諸規程の例による。

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年8月22日から施行する。

別表第1（第4条関係）

事務局長	矢板市教育委員会事務局教育部生涯学習課長
事務局次長	矢板市教育委員会事務局教育部生涯学習課スポーツ推進班長
事務局員	矢板市教育委員会事務局教育部生涯学習課スポーツ推進班職員

別表第2（第8条関係）

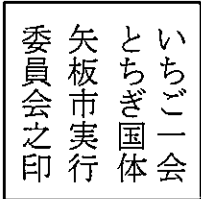
事項	事務局長	事務局次長
調査、報告、照会、回答等		
重要なもの	○	
軽易なもの		○
非常勤職員及び臨時職員の服務		○
事務の分担		○
出張命令		
実行委員会の委員等、事務局長及び事務局次長	○	
事務局員、非常勤職員及び臨時職員		○
収入		○
工事請負		
3,000万円以下	○	
130万円以下		○
業務委託		
500万円以下	○	

50万円以下		○
備品購入、使用料及び賃借料		
300万円以下	○	
50万円以下		○
その他支出		○
予算の流用		
50万円を超えるもの	○	
50万円以下		○

別表第3（第9条関係）

区分	第1次代決者	第2次代決者
事務局長が不在のとき	事務局次長	グループリーダー
事務局次長が不在のとき	グループリーダー	あらかじめ指定した者

別表第4（第11条関係）

名称	書体	寸法	形状
いちご一会とちぎ国体 矢板市実行委員会之印	てん書	方21ミリ メートル	

（令和元年8月22日会長決定）

# 参 考 资 料

C

C

## いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会

### 会 則

(名称)

第1条 この会は、いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」において矢板市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (7) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 矢板市を代表する者
- (2) 矢板市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 35名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、矢板市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱の日から実行委員会を解散する日までとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、当該委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告するものとする。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について参与する。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

(会議)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、委員等をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は次に掲げる事項について審議し、議決する。



- (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
  - (2) 会則の制定改廃に関すること。
  - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
  - (4) 予算及び決算に関すること。
  - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
  - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。この場合において、あらかじめ代理人に権限を委任し、又は書面で議事についての意思表示をした委員は、出席があったものとみなすことができる。
- 6 総会の議事は、出席した委員（あらかじめ代理人に権限を委任し、又は書面で議事についての意思表示をしたものを含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は会長、副会長及び常任委員をもって構成し、常任委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから1名を会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 総会から委任された事項に関すること。
  - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託に関すること。
  - (3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急な事項に関すること。
  - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会の開催及び議事について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を、必要に応じ次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査し、及び審議する。

3 専門委員会は、調査審議した結果を常任委員会に報告しなければならない。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

(専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集する時間的余裕がないときはこれを専決処分することができる。総会等の権限に属する事項で軽易なものについても、同様とする。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、当該専決処分の内容を次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、実行委員会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、交付金その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定める。

2 実行委員会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第19条 実行委員会は、その目的が達成されたと認められたときに、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和元年8月22日から施行する。

(準備行為)

2 実行委員会の設立及び運営に関し必要となる準備行為は、この会則の施行の日前においても、行うことができる。

参考資料②

いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会

委員名簿

会長

(令和元年8月22日現在)

番号	選出区分	機関・団体名	役職	氏名(敬称略)
1	市関係	矢板市	市長	齋藤 淳一郎

副会長

番号	選出区分	機関・団体名	役職	氏名(敬称略)
1	市関係	矢板市	副市長	横塚 順一
2	市教委関係	矢板市教育委員会	教育長	村上 雅之
3	市議会関係	矢板市議会	議長	石井 侑男
4	スポーツ・競技関係	矢板市体育協会	会長	山口 忠男
5	産業・経済関係	矢板市商工会	会長	東泉 清寿

常任委員

番号	選出区分	機関・団体名	役職	氏名(敬称略)
1	市議会関係	矢板市議会	副議長	関 由紀夫
2	行政関係	矢板警察署	署長	鈴木 清貴
3		塩谷広域行政組合矢板消防署	署長	藤田 裕二
4		矢板市小中学校校長会	会長	小川 光正
5	学校関係	栃木県立矢板高等学校	校長	菅野 光広
6		栃木県立矢板東高等学校	校長	稲葉 昌弘
7		学校法人矢板中央高等学校	校長	五味田 謙一
8	スポーツ・競技関係	矢板市体育協会	副会長	坪山 健一
9		矢板市体育協会	副会長	森島 幸男
10		矢板市体育協会	副会長	田城 孝
11		公益社団法人栃木県サッカー協会	会長	星野 務
12		矢板市サッカー協会	会長	青木 克明
13		一般財団法人栃木県野球連盟	会長	中山 勝二
14		矢板市野球連盟	会長	猪瀬 岩夫
15		栃木県オリエンテーリング協会	理事長	荻田 育徳
16	宿泊・観光関係	矢板市観光協会	会長	高柳 眞知子
17		矢板旅館組合	組合長	和田 安司
18	輸送・電気・通信関係	株式会社JR東日本ステーションサービス宇都宮駅務管区	矢板ブロック長	荒井 康夫
19		一般社団法人栃木県バス協会	会長	手塚 基文
20		一般社団法人栃木県タクシー協会	会長	荒井 勝
21	医療関係	一般社団法人塩谷郡市医師会	会長	岡 一雄
22	社会团体関係	矢板市区長会	会長	平山 和博
23	市関係	矢板市総合政策部	部長	三堂地 陽一
24		矢板市総務部	部長	塚原 延欣
25		矢板市健康福祉部	部長	石崎 五百子
26		矢板市市民生活部	部長	小野寺 良夫
27		矢板市経済建設部	部長	津久井 保
28		矢板市議会事務局	局長	薄井 勉
29		矢板市教育委員会事務局教育部	部長	小瀧 新平
30		矢板市監査委員事務局	局長	森田 昭一
31		矢板市上下水道事務所	所長	河野 和博

委員

番号	選出区分	機関・団体名	役職	氏名(敬称略)
1	行政関係	栃木県県土整備部矢板土木事務所	所長	江連 圭一
2		国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所矢板出張所	出張所長	奥瀬 晃
3	教育関係	矢板小学校	校長	根本 富士夫
4		東小学校	校長	和氣 由美子
5		川崎小学校	校長	小川 孝博
6		豊田小学校	校長	加倉井 千秋
7		泉小学校	校長	佐藤 寿
8		片岡小学校	校長	齊藤 和久
9		乙畑小学校	校長	鈴木 悦子
10		安沢小学校	校長	谷口 好正
11		矢板中学校	校長	小川 光正
12		泉中学校	校長	築瀬 のり子
13		片岡中学校	校長	小川 敏広
14		認定こども園かしわ幼稚園	理事長	中村 京子
15		認定こども園すみれ幼稚園	園長	岡本 純世
16		やいたこども園	園長	小林 克良
17	スポーツ・競技関係	矢板市スポーツ推進審議会	会長	山口 忠男
18		矢板市スポーツ推進委員会	会長	宮崎 博
19		矢板市社会体育推進員会	会長	塚原 明
20		矢板市スポーツ少年団	本部長	高橋 芳生
21		矢板市レクリエーション協会	会長	館野 太一
22		矢板市競技力向上委員会	会長	小平 英量
23	産業・経済関係	氏家法人会矢板支部	支部長	渡邊 武男
24		矢板市建設業陸会	会長	吉澤 博好
25		矢板市金融団(団長 足利銀行矢板支店)	支店長	寺内 利男
26		塩野谷農業協同組合	常務理事	黒崎 雅久
27		矢板市農業公社	理事長	塚原 博実
28		たかはら森林組合	代表理事組合長	江連 比出市
29		矢板市城の湯やすらぎの里	施設長	清水 修一
30		株式会社やいた未来	道の駅やいた支配人	尾形 祐之
31		山の駅たかはら	館長	山口 保行
32	宿泊・観光関係	矢板ふるさとガイド協議会	会長	小川 保子
33		泉交流協議会	会長	森戸 康雄
34		矢板ふるさと支援センターTAKIBI	センター長	高橋 潔
35	矢板スポーツコミッション	会長	齋藤 淳一郎	
36	輸送・電気・通信関係	東日本電信電話株式会社栃木支店	支店長	長谷部 周彦
37		株式会社NTTドコモ栃木支店	支店長	松永 建太
38		東京電力パワーグリッド株式会社栃木北支社	支社長	木下 正浩
39	日本郵便株式会社矢板郵便局	局長	大島 良浩	
40	医療関係	矢板市医師団	団長	後藤 哲郎
41		矢板市歯科医師会	会長	荒井 敏明
42		矢板市薬剤師会	会長	大貫 充隆
43	警備・消防関係	矢板市消防団	団長	大貫 正博
44		矢板地区防犯協会	会長	齋藤 淳一郎
45		矢板地区交通安全協会	会長	野口 教夫

46	社会団体関係	矢板市文化協会	会長	武田 正雄
47		社会福祉法人矢板市社会福祉協議会	会長	福田 博光
48		公益社団法人矢板市シガ-人材センター	理事長	白石 哲夫
49		矢板市シニアクラブ連合会	会長	横山 和夫
50		一般財団法人矢板市施設管理公社	理事長	村上 雅之
51		矢板市身体障害者福祉会	会長	室井 祐
52		矢板市地域手をつなぐ親の会	会長	桜井 宣子
53		一般社団法人たかはらさくら青年会議所	理事長	白石 盛人
54		矢板市青少年育成市民会議	会長	豊田 裕之
55		矢板市子ども会連合会	会長	渕原 初男
56		矢板市PTA連絡協議会	会長	関本 裕司
57		自治公民館連絡協議会	会長	矢板 利一
58		矢板市女性団体連絡協議会	会長	中嶋 加代子
59		片岡地区コミュニティ推進協議会	会長	江面 晃一
60		NPO法人たかはら那須スポーツクラブ	理事長	大森 崇由
61		一般社団法人まちづくり矢板	代表理事	尾形 直三郎
62		一般社団法人矢板セントラルスポーツクラブ	代表理事	高橋 健二
63		矢板ロータリークラブ	会長	直井 美紀男
64		泉保育所	所長	塚原 由
65		矢板保育園	園長	守田 浩樹
66		こどもの森保育園	園長	笹沼 卓夫
67	つくし保育園	園長	平山 廣子	
68	ちゅーりっぷ保育園	園長	渡辺 京子	
69	こどもの森こころ保育園	園長	笹沼 陽平	
70	ぴっころ保育園	園長	山中 悟	
71	かたおか保育園	園長	坪山 純子	

### 監事

番号	選出区分	機関・団体名	役職	氏名（敬称略）
1	市関係	矢板市監査委員	代表監査委員	坪山 和郎
2		矢板市	会計管理者	永井 進一

### 顧問

番号	選出区分	機関・団体名	役職	氏名（敬称略）
1	県議会関係	栃木県議会（矢板市選出）	議員	青木 克明

### 参与

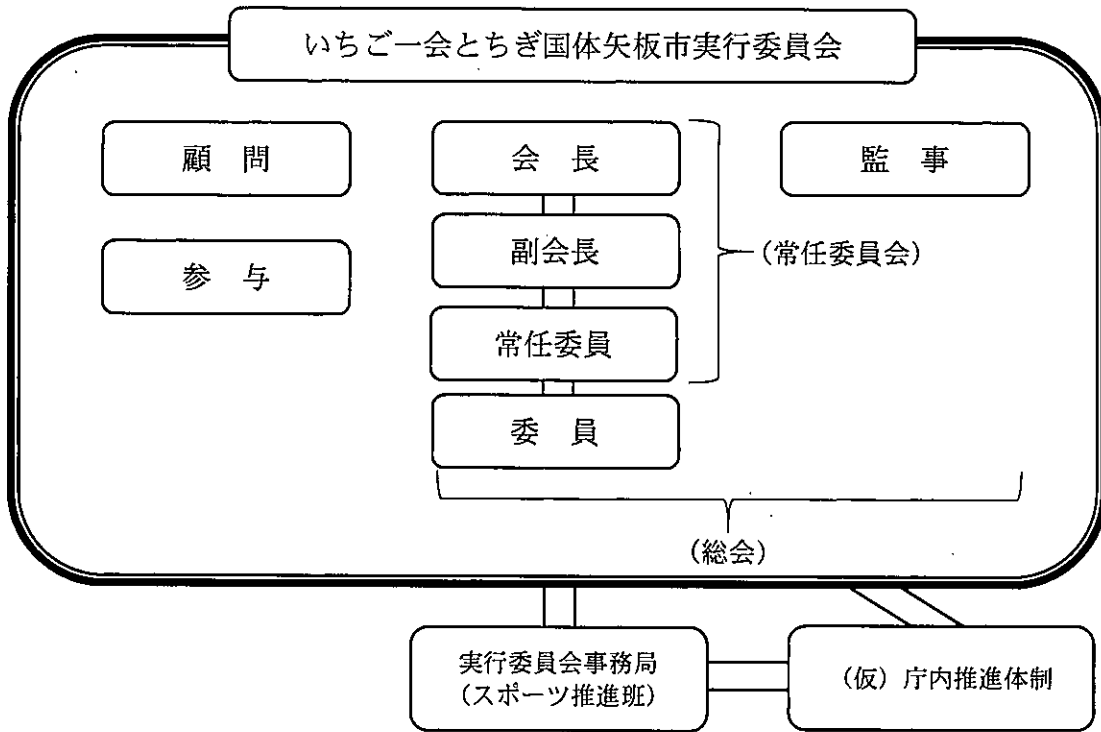
番号	選出区分	機関・団体名	役職	氏名（敬称略）
1	市議会関係	矢板市議会	議員	今井 勝巳
2		矢板市議会	議員	中村 久信
3		矢板市議会	議員	宮本 妙子
4		矢板市議会	議員	和田 安司
5		矢板市議会	議員	小林 勇治
6		矢板市議会	議員	伊藤 幹夫
7		矢板市議会	議員	佐貫 薫
8		矢板市議会	議員	藤田 欽哉
9		矢板市議会	議員	櫻井 恵二
10		矢板市議会	議員	高瀬 由子

11	市議会関係	矢板市議会	議員	中里 理香
12		矢板市議会	議員	神谷 靖
13		矢板市議会	議員	掛下 法示
14		矢板市議会	議員	石塚 政行
15	行政関係	塩谷広域行政組合	事務局長	印南 実
16	市教委関係	矢板市教育委員会	教育長職務代理者	矢板 秀臣
17		矢板市教育委員会	教育委員	齋藤 良則
18		矢板市教育委員会	教育委員	岡 友美
19		矢板市教育委員会	教育委員	池田 光代
20	報道関係	下野新聞社矢板支局	支局長	栞木澤 良太
21		朝日新聞東京本社大田原支局		池田 敏行
22		読売新聞東京本社大田原通信部	記者	石塚 格
23		毎日新聞社大田原通信部	部長	柴田 光二
24		産経新聞社宇都宮支局		伊澤 利幸
25		東京新聞宇都宮支局	記者	小川 直人
26		日本経済新聞社宇都宮支局	支局長	伊藤 健史
27		一般社団法人共同通信社宇都宮支局	支局長	井上 勝登
28		時事通信社宇都宮支局	支局長	岩井 秀輔
29		日本放送協会宇都宮放送局	局長	村木 優実子
30		株式会社とちぎテレビ	代表取締役社長	黒内 和男
31		株式会社栃木放送	代表取締役社長	大塚 幹夫
32		株式会社エフエム栃木那須支社	支社長	大木 栄範

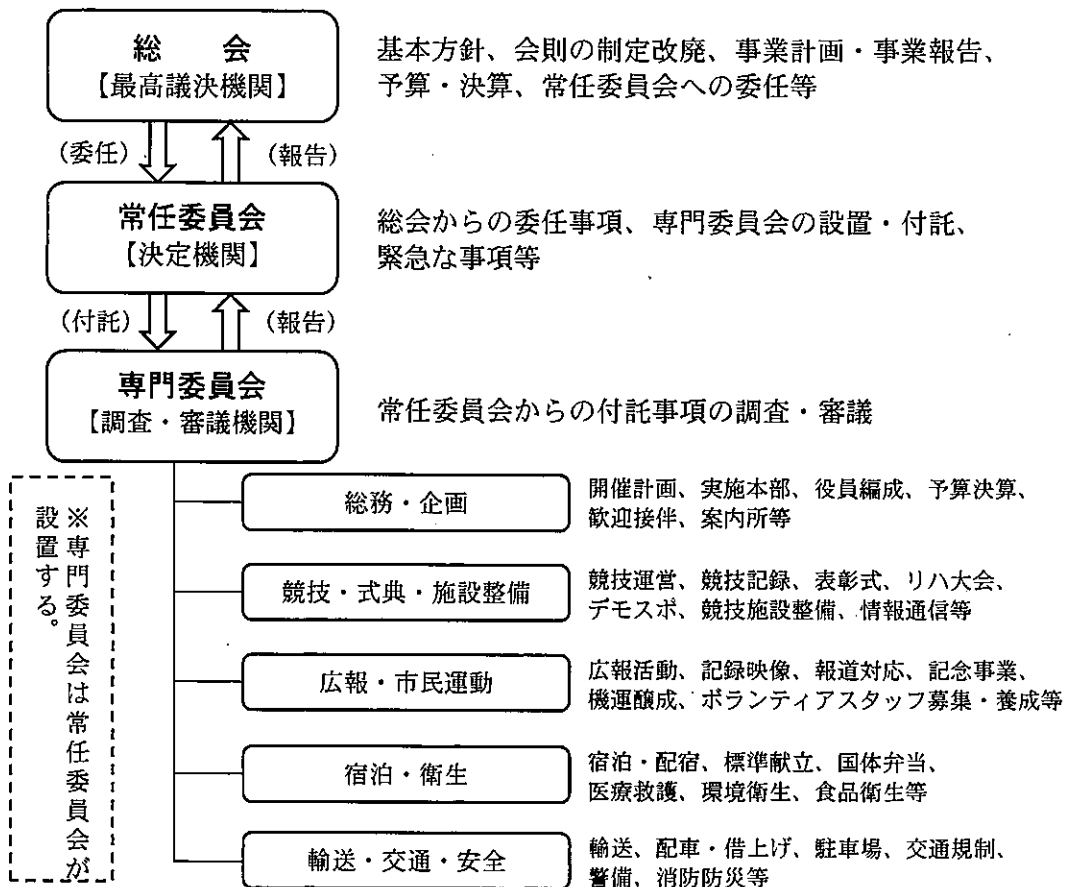
会長 1名  
 副会長 5名  
 常任委員 31名  
 委員 71名  
 監事 2名  
 顧問 1名  
 参与 32名

以上、総会構成総数 110名  
 以上、実行委員会構成総数 143名

## いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会 組織体制図



### 会議体の構成



事務局連絡先

矢板市教育委員会事務局教育部  
生涯学習課スポーツ推進班

〒329-2165

矢板市矢板106番地2

矢板市生涯学習館内

電話0287-43-6218

FAX0287-43-4436

メール [syogaigakusyuka@city.yaita.tochigi.jp](mailto:syougaigakusyuka@city.yaita.tochigi.jp)